

避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害）

令和3年5月 小諸市

第1 総 則

1 はじめに

- このマニュアルは、「小諸市地域防災計画」に基づき、市長が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）を適時・適切に発令できるようにすることを目的とする。
- このマニュアルは、国の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」等を参考に、災害時における避難情報の発令に際して、「どのような状況で発令すべきか」、「どの地域を対象として発令すべきか」といった判断基準及びその伝達方法等について、具体的に定めたものである。
- このマニュアルは、現時点での知見に基づき、作成したものである。今後、防災情報体制の整備進捗や災害時における実際の避難行動等からの反省等に基づき、適切な時期に見直すものとする。

2 避難行動の原則

自然災害に対しては、住民が自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、災害種別毎に危険区域を示して避難情報を発令するので、住民は、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

3 避難行動（安全確保行動）の考え方

避難行動は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

また、身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」については下表のとおりである。

避難行動	避難先	詳細	当該行動をとる避難情報	当該避難行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近傍の建物	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近傍に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水等 土砂災害
~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~				
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所 ・安全な自主避難先等	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 土砂災害
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上階に留まる等	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 (土砂災害は立退き避難が原則)

#### 4 避難情報と居住者等がとるべき行動

このマニュアルで対象とする避難情報と居住者等がとるべき行動については、次のとおりである。

避難情報	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> </ul> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれが高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>

## 第2 土砂災害

土砂災害とは、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊、傾斜のある土地が崩落する自然現象）、又は地すべり（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象）を発生原因として住民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。

本マニュアルで対象とする土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。（地すべりについては、危険性が確認された場合、国・県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、避難情報を発令することとなる。）

### 1 避難すべき区域

避難情報の発令の対象となる避難すべき区域は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域を基本とする。なお、その他の場所については、現地確認等の状況により判断する。

避難情報の発令の際に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域毎に避難情報を伝達することは困難なことから、次表のとおり行政区単位での発令を行う。

（※土砂災害警戒区域が存在する区域）

避難区域	対象区	災害の種類	備考
西小諸地区	芝生田区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	井子区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	糠地区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
大里地区	菱野区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	後平区	土石流	特別警戒区域あり
	諸区	がけ崩れ、地滑り	特別警戒区域あり
	西原区	がけ崩れ	
	滝原区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
川辺地区	大久保区	がけ崩れ、土石流、地滑り	特別警戒区域あり
	氷区	がけ崩れ、地滑り	特別警戒区域あり
	鶺久保区	がけ崩れ、地滑り	特別警戒区域あり
	西浦区	がけ崩れ、土石流、地滑り	特別警戒区域あり
	上ノ平区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	久保区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	大杭区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	宮沢区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	御牧ヶ原区	がけ崩れ	特別警戒区域あり

川辺地区	諏訪山区	がけ崩れ、地滑り	特別警戒区域あり
東南部地区	小原区	がけ崩れ、地滑り	特別警戒区域あり
	乙女区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
東南部地区	御幸町区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	与良区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	南町区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	緑ヶ丘区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
東部地区	三和区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	天池区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	松井区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	東雲区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
中部地区	本町区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	六供区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	田町区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
西部地区	古城区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	市町区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	新町区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	両神区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	富士見平区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
北大井地区	原村区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	東区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	石峠区 (ケカチ地区を含む)	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	柏木下区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	四ツ谷区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	加増区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	荒堀区	がけ崩れ	
	南ヶ原区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	乗瀬区	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	ひばりヶ丘区	がけ崩れ、土石流	
南大井地区	御影区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	平原区 (久保田地区を含む)	がけ崩れ	特別警戒区域あり

南大井地区	和田区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	一ッ谷区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	谷地原区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
三岡地区	市区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	耳取区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	森山区	がけ崩れ	特別警戒区域あり
	浅間山荘	がけ崩れ、土石流	特別警戒区域あり
	高峰高原	がけ崩れ	

## 2 避難情報の判断基準

避難情報の発令については、次表の基準を基に、巡視による状況報告及び気象状況等を総合的に判断し、決定する。

### (1) 避難情報の判断基準

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>2：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>2：土砂災害の発生が確認された場合</p>

<情報の入手先>

○土砂災害危険度情報：長野県 河川砂防情報ステーション

<https://www.sabo-nagano.jp/res/home.html>

○大雨警報（土砂災害）の危険度分布：気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

○気象警報等（土砂災害警戒情報含む）

<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>

○県内の災害情報等：長野県公式ホームページ「災害情報・お知らせ」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/saigai/oshirase.html>

(2) 土砂災害の前兆現象の例

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

また、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流付近の斜面が崩れだす</li> <li>・落石が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけに割れ目が見える</li> <li>・がけからは小石がパラパラと落ちる</li> <li>・斜面がはらみだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面にひび割れができる</li> <li>・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする</li> </ul>
	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川の水が異常に濁る</li> <li>・雨が降り続けているのに川の水位が下がる</li> <li>・土砂の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表面流が生じる</li> <li>・がけから水が噴出する</li> <li>・湧水が濁りだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沢や井戸の水が濁る</li> <li>・斜面から水が噴き出す</li> <li>・池や沼の水かさが急減する</li> </ul>
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水に流木が混じりだす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木が傾く</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溪流内の火花</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・家や擁壁に亀裂が入る</li> <li>・擁壁や電柱が傾く</li> </ul>
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地鳴りがする</li> <li>・山鳴りがする</li> <li>・転石のぶつかり合う音</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> <li>・樹木の揺れる音がする</li> <li>・地鳴りがする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木の根が切れる音がする</li> </ul>
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐った土の臭いがする</li> </ul>		



### (3) 発令した避難情報の解除の考え方

発令した避難情報の解除については、本市への土砂災害警戒情報（警戒レベル相当情報[土砂災害]）が解除されるとともに、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本とし解除する。

ただし、土砂災害が発生した場合には、現地状況の確認等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。

## 3 避難情報の伝達

### (1) 住民の避難行動の認識の徹底

避難情報が発令された場合、居住者等が短時間のうちに適切な避難行動を取るためには、自らの命は自らが守るという意識の下、居住者等が、あらかじめ想定される災害毎にどのような避難行動をとれば良いか、立退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いか等を認識している必要がある。

災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭や各施設において、災害種別毎にどう行動するのかを確認し、災害時は、自ら警戒レベル相当情報や、市が発する避難情報の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができるよう平常時からの啓発活動により徹底していく。

### (2) 避難情報の伝達内容

以下に防災行政無線を使用した場合の避難情報の伝達文の一例を示す。防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現にすることが重要である。

・避難情報の伝達文例

**【警戒レベル3 高齢者等避難】**

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、広報こもろです。
- 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

**【警戒レベル4 避難指示】**

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、広報こもろです。
- 土砂災害の発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

**【警戒レベル5 緊急安全確保】**

(土砂災害発生が切迫している状況)

- 緊急放送！緊急放送！
- こちらは、広報こもろです。
- 小諸市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した場合)

■緊急放送！緊急放送！

■こちらは、広報こもろです。

■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。

■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

### (3) 伝達方法

住民及び関係機関等の伝達先及びそれぞれの伝達方法については、「参考資料 避難情報伝達先・伝達手段チェックリスト」を参照のこと。

なお、在宅の災害時要援護者については、当面は一般住民への伝達方法に加えて、区長、民生・児童委員、消防団等による個別連絡を行うものとするが、「災害時要援護者避難支援計画」が作成された場合には、当該計画によるものとする。

# 参考資料

## 避難情報伝達先・伝達手段チェックリスト

### 1 住民等への伝達

- 防災行政無線による放送【危機管理課】
- 緊急速報メールの配信（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）【危機管理課】
- Lアラートによる情報配信【危機管理課】
- 広報車による放送【税務課】
- 市ホームページへの掲載【企画課】
- 区長（電話・FAX・地区担当職員）【総務課】
- 市議会議員【議会事務局】
- 市内小学校、中学校、保育園、幼稚園への連絡（電話・FAX等）【教育委員会】
- こもろ観光局（電話・FAX）【商工観光課】
- 鉄道事業者・バス事業者へ連絡（電話・FAX）【都市計画課】

### 2 医療・福祉関係施設等への伝達

- 浅間南麓こもろ医療センター（電話・FAX）【健康づくり課】
- 児童館への連絡（電話・FAX）【教育委員会】
- 福祉関係施設への連絡（電話・FAX）【厚生課・高齢福祉課】

### 3 防災関係機関への伝達

- 長野県庁危機管理防災課（電話・FAX）【危機管理課】
- 佐久地域振興局（電話・FAX）【危機管理課】
- 佐久建設事務所（電話・FAX）【建設課】
- 佐久保健福祉事務所（電話・FAX）【健康づくり課】
- 佐久広域連合消防本部（小諸消防署）（電話・FAX）【危機管理課】
- 小諸警察署（電話・FAX）【危機管理課】
- 小諸郵便局（電話・FAX）【総務課】
- 日本放送協会長野放送局ほか報道機関（FAX）【企画課】
- 東日本電信電話(株)長野支店（FAX）【危機管理課】
- 中部電力パワーグリッド(株)佐久営業所（FAX）【危機管理課】